

沖縄県屋外広告物条例の あらまし



良好な広告景観と 安全でより快適な生活環境づくりを目指して

屋外広告物は情報の受け手にとって有益なものであったり、街を活気づけたりする反面、無秩序に表示されると美しい自然景観・まちなみや安全で快適な歩行空間が阻害される恐れがあります。そのため、沖縄県屋外広告物条例を制定し、良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害を防止するために屋外広告物について必要なルールを定め、適正な規制や誘導を行っています。

この冊子は、そのルールを広く県民にご理解いただくためにまとめたものです。

沖縄の自然景観やまちなみをより美しく、安全に保つためにご協力をお願いします。

1) 屋外広告物とは

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます(屋外広告物法第2条第1項)。

営利的な商業広告だけでなく非営利的なものであっても、常時又は一定の期間継続して屋外で表示されるものであれば、その表示する内容にかかわらず、屋外広告物ということになります。

2) 屋外広告物は許可が必要です

広告物を表示するときは、一部の広告物(「8)適用除外」参照)を除き、**すべて許可が必要です**(なお、許可の申請には手数料が必要となります)。また、現在表示している広告物を変更したり、改造したりする場合も許可が必要です。

許可の受付は、広告物を表示しようとする場所を所管する土木事務所等(「11)お問合せ先」参照)で行っています。

3) 広告物を表示できない禁止地域や禁止物件があります

(一定の基準を満たせば表示できるものもあります。)

- **禁止地域** 良好な景観を維持する必要性の高い地域
(例) 史跡、名勝／緑を保全する地域／住宅街／景観地区・準景観地区／風致地区／道路又は軌道並びにこれらに接続する地域で知事が指定する区域／河川、ダム、海浜、空港及び港湾並びにその付近で知事が指定する区域等
- **禁止物件** その物件に広告物を表示されると景観・風致上、好ましくなく、又その物件が本来持っている機能・効用をも害することになるような物件(「10)禁止物件」参照)

4) 禁止広告物

以下のような広告物は、いかなる場所でも一切表示できません。

著しく汚れ、色あせ、又は塗料等のはく離したもの／著しく破損し、又は老朽したもの／倒壊又は落下のおそれがあるもの／信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの／道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

5)屋外広告業の登録制度について

沖縄県内で屋外広告業を営むためには、沖縄県知事の登録を受けなければなりません。

また、営業所ごとに業務主任者(屋外広告物に関する講習会の修了者又はこれと同等の知識を有する者)を置かなければなりません。那覇市において屋外広告業を営む場合は、那覇市への登録も必要となります。登録の有効期限は5年間です。引き続き、屋外広告業を営む場合は、5年ごとに更新の手続きが必要です。

なお、屋外広告物に関する講習会は、都道府県や政令指定都市、中核市で開催します。

※屋外広告業とは…屋外広告物の広告主から屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で表示することを業として行う営業をいいます。この場合、元請け又は下請けといった立場の形態の如何は問いません。また、許可を要しない屋外広告物の表示又は掲出物件の設置等を行う場合であっても、屋外広告業の登録が必要です。

6)その他

(1)管理義務及び許可の更新

広告物の表示者、設置者や管理者は、その広告物を適正に管理する義務があります(高さが4mを越える広告塔、広告板等については、建築基準法の規定が適用されますので、ご注意ください)。また、許可期間が満了したら、その表示者又は設置者は責任をもって許可を更新する必要があります。

なお、更新には「安全点検報告書」を提出する必要があります。

また、許可を更新しない場合には、期間満了後10日以内にその広告物を除却し、「除却届」により県に届け出る義務があります。

(2)共通許可基準

屋外広告物の設置にあたっては、以下の点に注意してください。

ア 周囲の環境に調和した快適な色彩、形状や意匠とすること。

イ 表示の大きさは、効果の限度において最小限にとどめること。

ウ 広告物の色彩は中間色を中心に色調を整え、地色は赤・黄色その他けげばしい色の使用をできるだけ避けること。

エ 照明を利用するものは、過剰な光量とならないようにすること。

(3)道路上の広告物について

建物の壁面から突出する広告物、電柱類を利用する広告物等で一定の基準を満たすものや他法令の規定により表示されるもの、国や地方公共団体の広報、冠婚葬祭、祭礼等のために表示されるもの等を除き、道路上に広告物を表示することはできません。

また、道路法や他法令の規制にもご注意ください。

(4)違反広告物に対する措置

屋外広告物条例の規定や許可に付した条件に違反した広告物については、その表示者や設置者、管理者に表示や設置の停止、除却等の措置が命じられます。

なお、違反広告物のうち、「はり紙」、「はり札等」、「広告旗」、「立看板等」については、屋外広告物法に基づき、県が除却する場合があります。

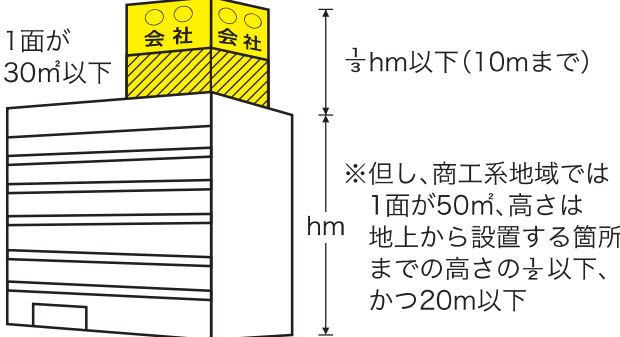
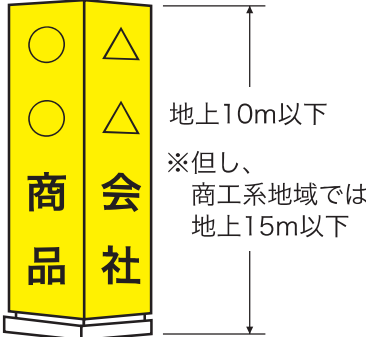
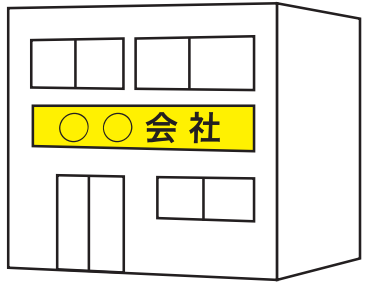
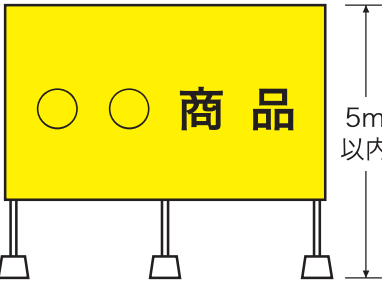
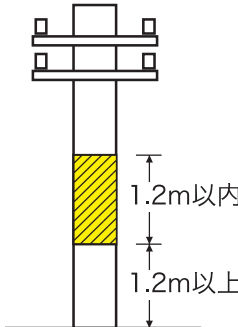
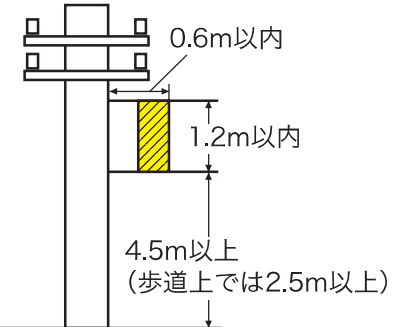
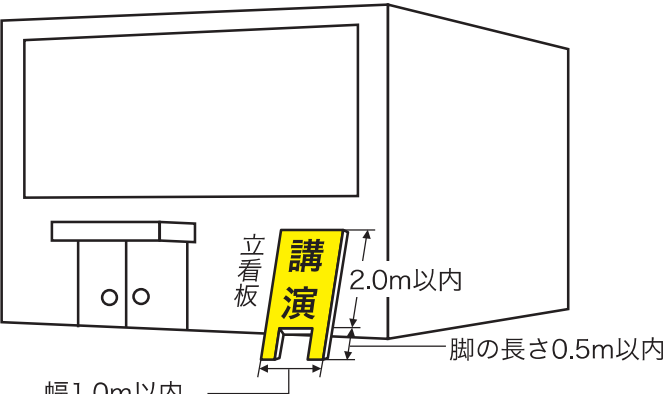
また、沖縄県では、禁止地域である国道及び県道の「はり紙」を除却する活動を行うボランティア団体を認定し、行政と県民が一体となって良好な都市景観と道路交通の安全の維持、向上を図っています。

(5)罰則について

屋外広告物条例に違反した場合には、**50万円以下の罰金**や**5万円以下の過料**に処せられることがあります。

7) 許可地域における設置位置等の基準

許可地域で広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する場合は、次の規格で設置してください。

広告塔	建築物の屋上の広告塔  1面が30㎡以下 $\frac{1}{3}hm$以下(10mまで) ※但し、商工系地域では1面が50㎡、高さは地上から設置する箇所までの高さの$\frac{1}{2}$以下、かつ20m以下 地上の広告塔 表示面積30㎡以下  地上10m以下 ※但し、商工系地域では地上15m以下
広告板	建築物の壁面又は屋根面を利用する広告板 全体面積の$\frac{1}{3}$以下、最大表示面積30㎡以内  ※但し、商工系地域では全体面積の$\frac{1}{2}$以下、最大表示面積50㎡以内 地上の広告板 表示面積30㎡以内  5m以内
電柱類を利用するもの	巻き付け又は直接塗付  1.2m以内 1.2m以上 突出するもの  0.6m以内 1.2m以内 4.5m以上(歩道上では2.5m以上)
立看板	 2.0m以内 幅1.0m以内 脚の長さ0.5m以内

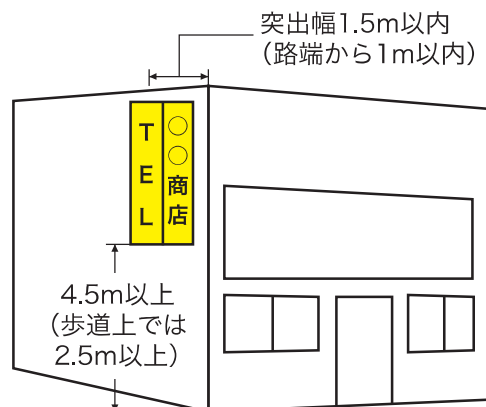
※商工系地域とは：都市計画法に基づく用途地域のうち準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、

(なお図表の表示上、省略してある規格もありますので、詳細については各土木事務所等へお問合せください)

建築物より
突出するもの

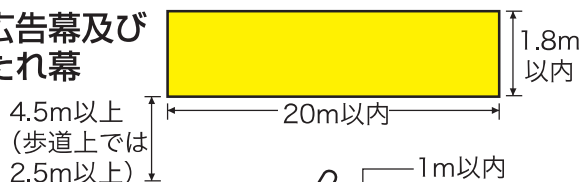
表示面積は、それぞれの面の
合計が20㎡以内(一面の場合は10㎡)

※但し、商工系地域では合計
40㎡以内(一面の場合は20㎡以内)

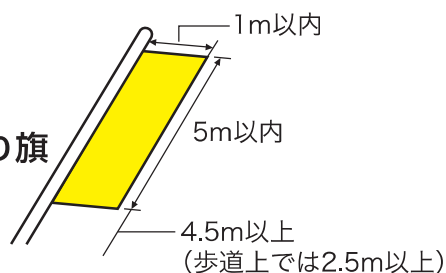


広告幕及びこれ
に類するもの

広告幕及び
たれ幕

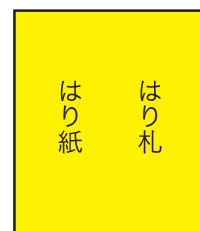


旗、のぼり旗

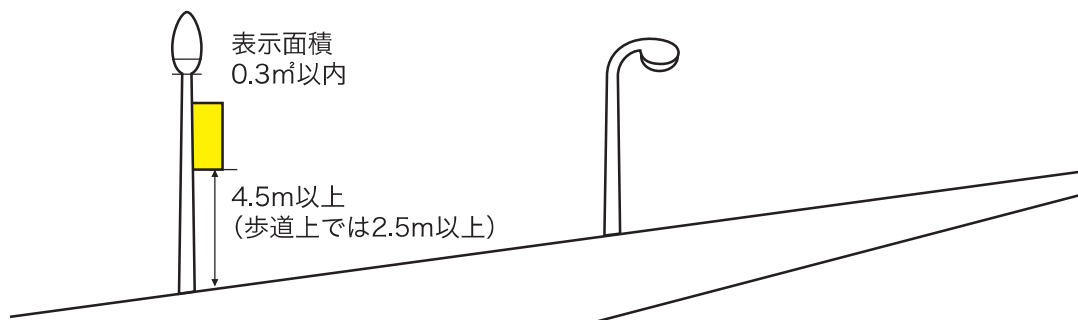


はり紙・はり札の類

面積1㎡以内

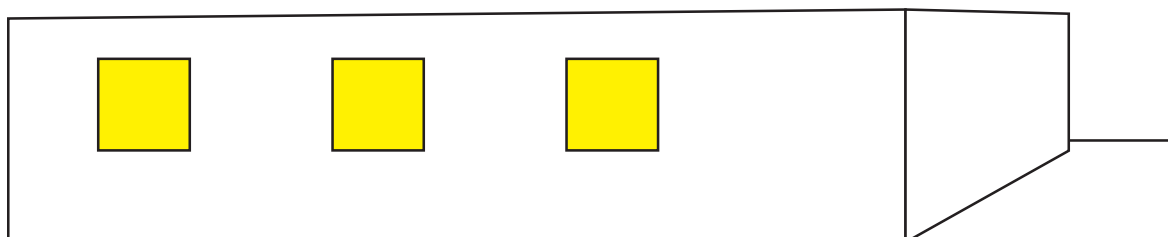


街灯柱を利用
するもの



塀又は垣広告

個数は3個以内で、表示面積は、塀又は垣のそれぞれの面の
 $\frac{1}{2}$ 以内とし、かつ20㎡以内。



8)適用除外

社会生活を営むうえで、必要最小限の広告物は、許可規定や禁止規定などの適用を除外します。

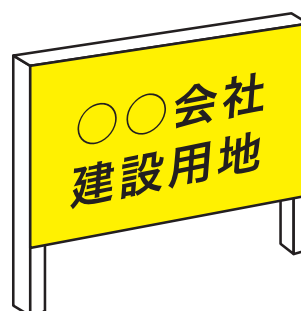
(1)例えば、公職選挙法其他法令の規定により表示されるもの、国や地方公共団体が公共的目的をもって表示するもの、冠婚葬祭又は祭礼等のため一時的に表示するもの等は許可は不要で、禁止地域や禁止物件の適用も除外されます。

(2)また、**自家用広告物**で表示面積の合計が10㎡以下(ただし、禁止地域内では5㎡以下とし、さらに、発光塗料または露出したネオン管は禁止)のものは、地域種別ごとの設置位置等の基準に適合していれば、許可は不要です。

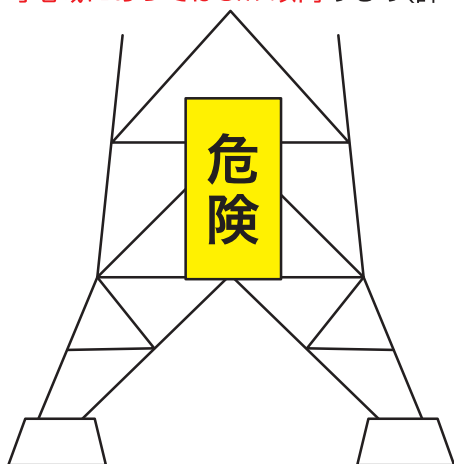
※自家用広告物とは…自己の店舗、営業所、事業所又はこれらの敷地内に自己の所在、名称、屋号、商標、営業内容等を表示するもの。

(3)自己の管理する土地または物件に管理上の必要に基づき表示するもので、禁止地域にあっては、1㎡以内、許可地域にあっては5㎡以内のもの(許可は不要)。

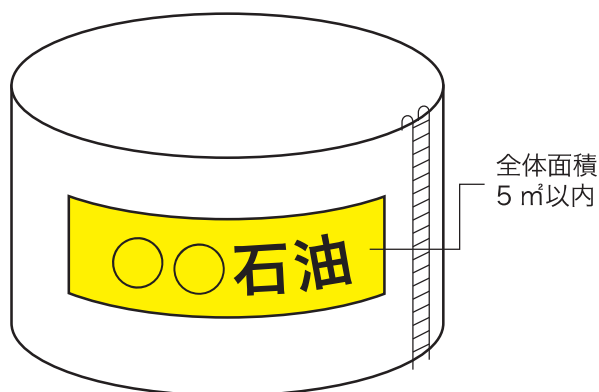
禁止地域 1 ㎡以内
許可地域 5 ㎡以内



(4)禁止物件の管理者または所有者が管理の必要に基づき表示するもので、禁止地域にあっては1㎡以内、許可地域にあっては5㎡以内のもの(許可は不要)。



(5)禁止物件のうち送電塔、送受信塔、照明塔、煙突、ガスタンク、水道タンク、石油タンク、その他タンクの類に表示する**自家用広告物**で、5㎡以内のもの(許可は不要)。



(6)禁止地域における道標、案内図板その他公共的目的をもった**広告物**若しくは、公衆の利便に供することを目的とする**広告物(許可は必要)**。

(7)禁止地域における5㎡を超え、かつ30㎡(1件の場合20㎡、史跡・名勝等の地域では10㎡)以内の**自家用広告物(許可は必要)**。

※この他にも適用除外広告物がありますので、事前にご相談ください。

9)許可の期間及び許可申請に必要な手数料

各種申請をするときは、次の表の手数料が必要です。手数料は、**沖縄県収入証紙**によって納めてください。

(1)屋外広告物許可及び更新許可申請手数料

(令和7年4月現在)

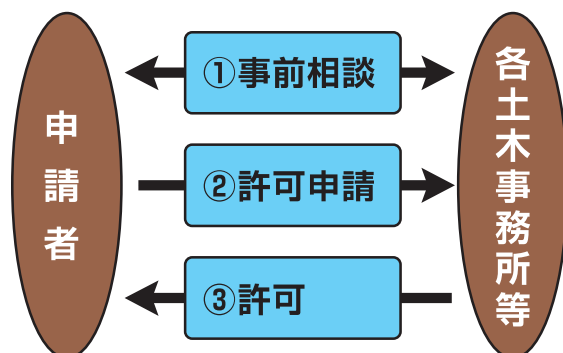
区分		許可の期間	単位	手数料
はり紙		1月以内	1枚	5円
広告幕				540円
旗・のぼり			1本	210円
立看板			1個	210円
気球広告				1,240円
広告板(はり札及びアーチを含む)、広告塔及びその他の広告物又は広告物を掲出する物件 ※なお、照明を伴うものにあつては、右に定める手数料に、10割を加算する。	0.5㎡未満	3年以内 (ただし、はり札は一月以内)	1枚、1個又は1基	140円
	0.5㎡以上1.0㎡未満			240円
	1.0㎡以上2.0㎡未満			460円
	2.0㎡以上5.0㎡未満			830円
	5.0㎡以上10.0㎡未満			1,560円
	10.0㎡以上20.0㎡未満			3,000円
	20.0㎡以上30.0㎡未満			5,290円
	30.0㎡以上40.0㎡未満			7,580円
	40.0㎡以上50.0㎡未満			10,820円
	50.0㎡以上			1.0㎡増すごとに10,820円に330円を加算した額
電柱、街灯柱、架線柱及び支電柱を利用する広告		上記区分による	1枚又は1基	240円

※許可期間満了日までに更新手続きが必要となります。更新手数料は上表と同額となります。

(2)屋外広告業登録申請手数料

区分	登録の期間	単位	手数料
新規の登録を受けようとする者	5年	1件	10,000円
更新の登録をうけようとする者	5年	1件	10,000円

◆屋外広告物許可申請の手続き方法(参考)



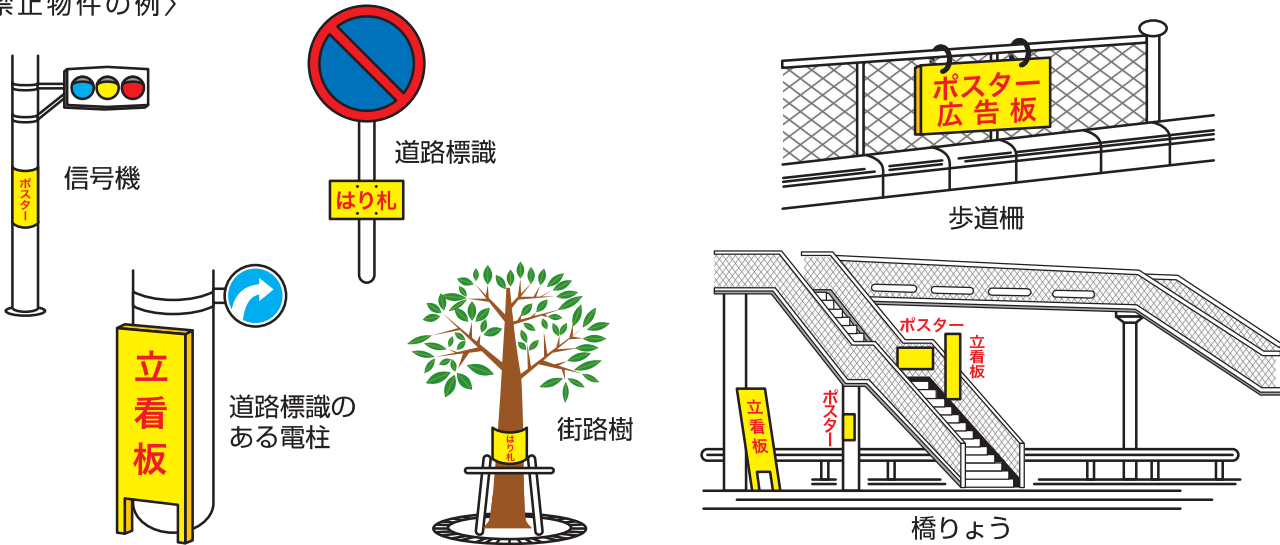
屋外広告物を表示する予定の方は、**事前に**規制等についてご相談ください。広告物によっては、建築基準法による規制や道路管理者等の許可等が必要な場合があります。

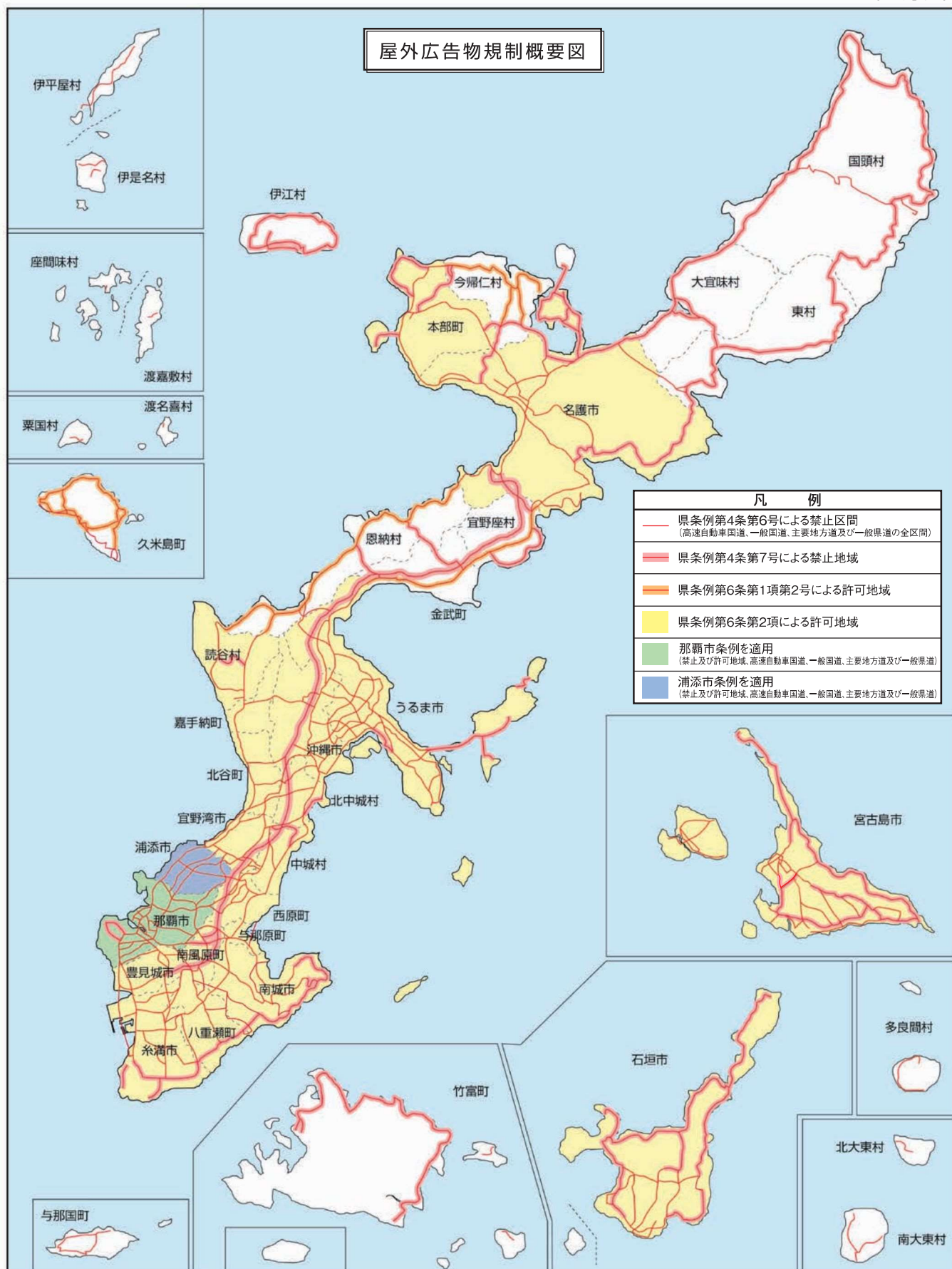
屋外広告物条例に違反すると、50万円以下の罰金又は5万円以下の過料に処せられる場合があります。

【違反の例】

- ①許可が必要なのに許可手続きをしない。
- ②禁止されている地域や物件に表示。
- ③許可期間を過ぎても除去(又は更新)しない。
- ④県の除去命令等に違反した場合。

10) 屋外広告物の規制概念

規制の種類	規制地域・場所及び物件	規制の概要
禁止地域 または場所 (条例第4条)	1) 都市計画法による第一種低住専地域・第二種低住専地域・第一種中高住専地域・第二種中高住居地域・景観地区・風致地区 2) 景観法による準景観地区 3) 文化財保護法による重要文化財(建造物に限る)の敷地及びその周辺の知事指定地域・史跡・名勝・天然記念物の地域 4) 沖縄県文化財保護条例による有形文化財(建造物に限る)または民俗資料(建造物に限る)の敷地及びその周辺の知事指定地域他 5) 森林法による指定保安林地域 6) 道路・軌道で、知事指定区間 7) 道路・軌道に接続する地域で、知事指定区域 8) 都市公園法による都市公園等 9) 河川・海浜・山岳及びその付近の地域で、知事指定区域 10) 港湾・空港・駅前広場及びその付近の地域で知事指定区域 11) 官公署・学校・図書館・公会堂・公民館・博物館・美術館・体育館及び病院の敷地 12) 古墳・墓地及びその周囲の地域の知事指定区域	左記の地域では、一部の適用除外(自家用広告物等)を除き、広告物の表示及び掲出することはできません。
禁止物件 (条例第5条)	1) 橋りょう・歩道橋・トンネル・高架構造・分離帯 2) 石垣・擁壁 3) 街路樹・路傍樹 4) 信号機・道路標識・歩道さく・こま止め・里程標 5) 交通信号機及び道路標識を添加してある電柱・街灯柱他 6) 消火栓・火災報知器・火の見やぐら 7) 郵便ポスト・電話ボックス・公衆便所 8) 送電塔・送受信塔・照明塔 9) 煙突・ガスタンク・水道タンク他 10) 銅像・神仏像・記念碑	左記の物件には、広告物を表示及び掲出することはできません。
〈禁止物件の例〉  The illustrations show various prohibited objects: a traffic light with a poster attached, a road sign on a pole with a poster, a tree with a poster at its base, a sidewalk fence with a poster, and a bridge with posters on its structure.		
許可地域 (条例第6条)	1) 道路で知事指定区間 2) 道路に接続する地域で知事指定区域 3) 河川・海浜・山岳及びその付近の地域で知事指定区域 4) 港湾・空港及びその付近の地域 知事指定区域	左記の地域で広告物を表示及び掲出をする場合は、所管の土木事務所等で許可を受けてください。



※上記図は概要図となります。景観地区・準景観地区、空港、重要港湾、自然公園等も禁止地域となります。
詳しくは、P10のお問合せ先へご相談ください。

11)お問合せ先

1. 沖縄県土木事務所等窓口

令和7年4月現在

窓 口	所在地・電話		所管区域
北部土木事務所 維持管理班	〒905-0015 名護市大南1-13-11 北部合同庁舎 電話 0980-53-1787		名護市、今帰仁村、本部町、 恩納村、金武町
中部土木事務所 維持管理班	〒904-2155 沖縄市美原1-6-34 中部合同庁舎 電話 098-894-6512		沖縄市、うるま市、読谷村、 嘉手納町、北谷町、 北中城村、中城村、西原町
南部土木事務所 維持管理班	〒900-0029 那覇市旭町116-37 南部合同庁舎 電話 098-867-2941		糸満市、豊見城市、 与那原町、南風原町、 八重瀬町
宮古土木事務所 維持管理班	〒906-0012 宮古島市平良 字西里1125 宮古合同庁舎 電話 0980-72-2769		宮古島市
八重山土木事務所 維持管理班	〒907-0002 石垣市 字真栄里438-1 八重山合同庁舎 電話 0980-82-2942		石垣市
那覇市都市みらい部 都市計画課 都市デザイン室	〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1 電話 098-951-3246		那覇市 ※那覇市屋外広告物条例適用
浦添市都市建設部 美らまち推進課 景観まちづくり係	〒901-2501 浦添市安波茶1-1-1 電話 098-876-1243		浦添市 ※浦添市屋外広告物条例適用

2. 権限移譲市町村一覧

下表に記載されている市町村は、屋外広告物法及び沖縄県屋外広告物条例に基づく屋外広告物の許可事務やはり紙・はり札等の簡易除却事務を権限移譲しています。

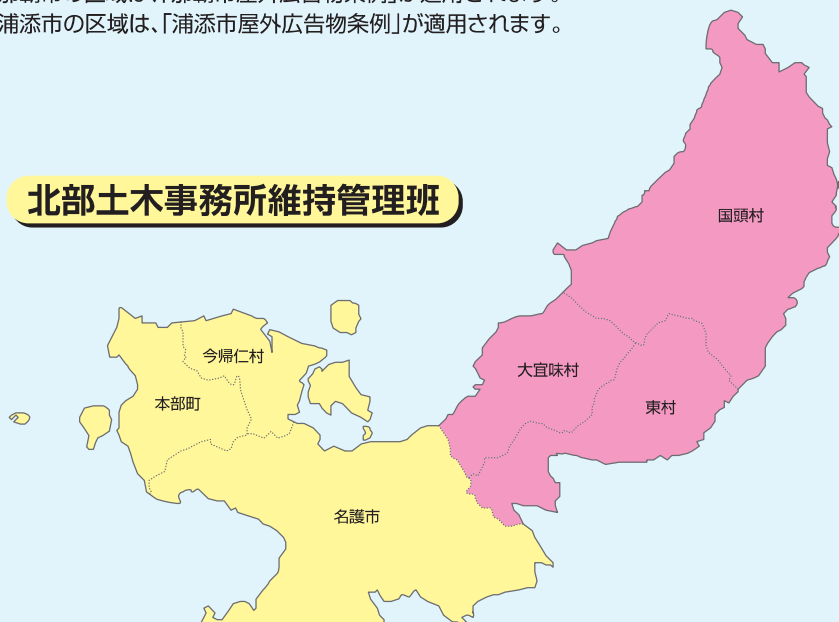
令和7年4月現在

地 域	市 町 村	担 当 課	電 話	権限移譲年月日
北 部	国頭村	企画政策課	0980-41-2621	令和 2 年4月1日
	大宜味村	企画観光課	0980-44-3007	平成 27 年4月1日
	東村	企画観光課	0980-43-2265	平成 27 年4月1日
	宜野座村	企画課	098-968-5100	平成 27 年4月1日
	伊江村	企画課	0980-49-5812	平成 22 年4月1日
	伊平屋村	建設課	0980-46-2176	平成 23 年4月1日
	伊是名村	企画政策課	0980-45-2001	平成 28 年4月1日
中 部	宜野湾市	都市計画課	098-893-4161	令和 6 年4月1日
	浦添市	美らまち推進課	098-876-1243	平成 31 年4月1日
南 部	南城市	都市計画課	098-917-5350	平成 22 年4月1日
	渡嘉敷村	観光産業課	098-987-2323	平成 22 年4月1日
	座間味村	産業振興課	098-987-2312	平成 26 年4月1日
	粟国村	経済課	098-988-2258	平成 23 年4月1日
	渡名喜村	経済課	098-989-2066	平成 22 年4月1日
	南大東村	土木課	09802-2-2038	令和 3 年4月1日
	北大東村	建設課	09802-3-4463	平成 23 年4月1日
	久米島町	建設課	098-985-7125	平成 25 年4月1日
宮 古	多良間村	土木建設課	0980-79-2127	令和 3 年4月1日
八重山	竹富町	まちづくり課	0980-82-1107	平成 24 年4月1日
	与那国町	企画財政課	0980-87-3577	令和 3 年4月1日

沖縄県屋外広告物条例等適用区域図

※「沖縄県屋外広告物条例」の適用区域は那覇市以外の県全域で、所管区分は下図のとおり。
 ※那覇市の区域は、「那覇市屋外広告物条例」が適用されます。
 ※浦添市の区域は、「浦添市屋外広告物条例」が適用されます。

北部土木事務所維持管理班

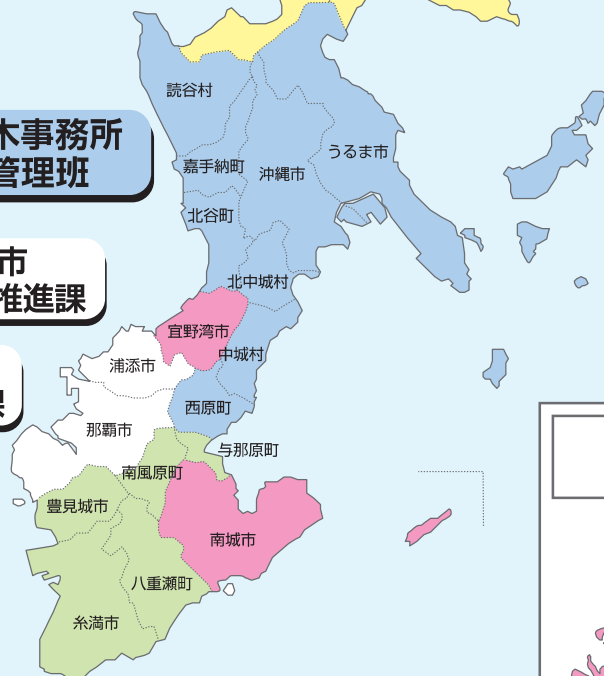


中部土木事務所維持管理班

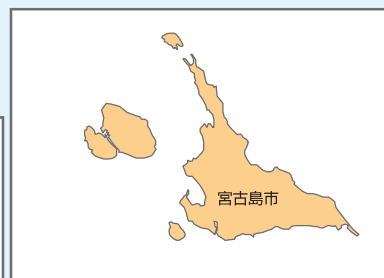
浦添市 美らまち推進課

那覇市 都市計画課

南部土木事務所維持管理班



宮古土木事務所維持管理班



八重山土木事務所維持管理班

